

## 扶桑町週休2日制工事試行要領

令和6年3月29日要領第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、企業及び労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休2日への更なる普及に向けて取り組むため、週休2日制工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休工 現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (2) 工事完了日 完了届提出日をいう。
- (3) 休日取得率 第4条第2項に規定する対象期間の全日数に対する休工日数(曜日及び理由にかかわらず休工した日)の割合をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事の対象は、次の各号のいずれにも該当する工事の中から発注者が指定するものとする。

- (1) 現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事
- (2) 次条第2項に規定する対象期間が4週間以上の工事
- (3) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (4) 緊急を要しない工事

(週休2日制工事)

第4条 週休2日制工事は、次項に規定する対象期間において、全日数の28.5パーセント(7分の2)以上の休工を実施する。

2 対象期間は、契約締結日の翌日から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間(以下「非対象期間」という。)を除く。

- (1) 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間をいい、現場事務所等の設置、測量等は、この期間に含む)

- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件、地元条件、災害対応等受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

3 建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は、次の事項に努めるものとする。

- (1) 1か月単位で4週8休以上とすること。
- (2) 毎月第2週及び第4週については、土曜日を休工とすること。

（取組内容）

第5条 週休2日制工事の取組内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 受注者は、工事契約後、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、監督員と協議を行うものとする。
- (2) 受注者は、毎月5日までに休工日及び非対象期間が明示された実施状況を提出するものとし、監督員は、これを確認するものとする。
- (3) 発注者が週休2日制工事に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

（週休2日の取得に要する費用の計上）

第6条 週休2日制工事における経費の補正については、次のとおりとする。

- (1) 発注者は当初設計から4週8休以上の達成を前提とした各経費の補正を行い予定価格を作成する。発注者が休日取得率を確認した後、4週8休以上に満たない場合には、最終変更設計時にその達成状況に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。
- (2) 週休2日制工事の実施工事における休工状況の適用区分は、休日取得率に応じて、次に掲げるとおりとする。

休日取得率	休工状況の適用区分
28.5%以上の場合	4週8休以上
25%以上 28.5%未満の場合	4週7休以上 4週8休未満
21.4%以上 25%未満の場合	4週6休以上 4週7休未満

21.4%未満の場合	4週6休未満
------------	--------

(3) 週休2日制工事のうち、公共建築工事費積算基準を適用しない工事については、次に掲げる休工状況の適用区分に応じ、それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査、設計等外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。

休工状況の 適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

※市場単価の補正対象及び補正係数は別表による

(4) 週休2日制工事のうち、公共建築工事費積算基準を適用する工事については、次に掲げる休工状況の適用区分に応じ、労務費(工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載単価(材工単価)の労務費)に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。ただし、測量、調査、設計等外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。

ア 4週8休以上	1.05
イ 4週7休以上4週8休未満	1.03
ウ 4週6休以上4週7休未満	1.01

(工事名)

第7条 週休2日制工事は、原則として工事名の末尾に「(週休2日)」を追記するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、これを省略することができる。

(対象工事である旨等の明示)

第8条 週休2日制工事の対象工事である旨等の明示は次のとおりとする。

- (1) 契約方式ごとに、指名通知書、特記仕様書等への記載によるものとする。
- (2) (1)の記載は、別記の記載例を参考にするものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知をする工事(入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行の日以後に新規に契約する工事)から適用する。

別表 (第6条関係)

週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05

法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

別記（第8条関係）

〔週休2日制工事の場合〕

1. 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制工事である。詳細については、「扶桑町週休2日制工事試行要領」を参照すること。
2. 4週8休以上（休日取得率 28.5%以上）を前提に補正して予定価格を作成しており、発注者は休日取得率の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合はその達成状況に応じて補正係数により各経費を補正し減額の変更契約を行う。